

○裾野市外部公益通報の処理に関する要綱

令和5年3月31日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づく外部公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第2条第1項各号に掲げる者(以下「労働者等」という。)が、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有する市の機関に対して行う公益通報をいう。
- (2) 外部通報者 外部公益通報を行った労働者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(通報窓口)

第3条 外部公益通報の受付は、通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所管する課等(以下「所管課」という。)において行う。

(相談窓口)

第4条 外部公益通報に係る相談に応じるため、総務部総務課(以下「総務課」という。)に相談窓口を置く。

2 外部公益通報の相談窓口は、法に関する一般的な質問及び相談に関する受付並びに所管課への取次ぎを行う。

(秘密の保持及び利益相反関係の排除)

第5条 外部公益通報の処理に従事する職員又は外部公益通報に係る相談に応じる職員は、通報に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与することができない。

(外部公益通報の方法)

第6条 労働者等は、窓口、文書、電子メール、電話その他適切な方法により、原則として自己の氏名を明らかにして、所管課に外部公益通報を行うことができる。

(外部公益通報の受付等)

第7条 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、外部公益通報の相談を受け付けたときは、速やかに所管課に引き継ぐものとする。

- 2 所管課の長(以下「所管課長」という。)は、前項の規定により引き継いだ外部公益通報及び当該所管課が受け付けた外部公益通報について、遅滞なく、受理するか否かを決定するものとする。
- 3 所管課長は、前項の規定により受理することを決定したときはその旨を、受理しないことを決定したときはその旨及びその理由を外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者については、この限りでない。
- 4 所管課長は、第2項の規定による決定をしたときは、その旨又はその旨及びその理由並びに外部公益通報の概要(外部通報者の氏名を除く。)を市長に報告するとともに、総務課長へ情報提供するものとする。
- 5 総務課及び所管課は、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有しない外部公益通報があったときは、外部通報者に対し、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(外部公益通報の調査)

第8条 所管課長は、外部公益通報を受理した場合は、直ちに必要な調査を開始するものとする。

- 2 前項の調査に当たっては、所管課長は、外部公益通報に係る違法性の有無等について弁護士等に相談することができる。
- 3 所管課長は、第1項の調査に当たっては、外部通報者の秘密を守るため、外部通報者が特定されないよう十分配慮するものとする。

(調査結果に基づく措置等)

第9条 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置(以下「法令に基づく措置等」という。)を行うとともに、その内容を市長に報告するものとする。

- 2 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認められないときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 3 所管課長は、調査の結果及び法令に基づく措置等について外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りでない。
- 4 所管課長は、前項の通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。
- 5 所管課長は、前4項の規定による対応が完了したときは、その対応の概要を総務課長へ

情報提供するものとする。

(処理状況の公表)

第10条 市長は、外部公益通報の処理状況に関し、毎年度、これを公表するものとする。

(記録等の保存)

第11条 所管課長及び総務課長は、外部公益通報の処理に係る記録及び関係資料の秘密の保持に配慮し、適切な方法で管理するものとする。

(他の行政機関への協力)

第12条 市は、他の行政機関から外部公益通報の処理について調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合等を除き、必要な協力を行うものとする。

2 市は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。